

1920年代ドイツ都市における浮浪者対策と 最低限の生活水準 —ゾーリンゲン市の事例—¹⁾

柳 沢 の ど か[†]

はじめに

ドイツで制定されたワイマール憲法（1919年）は、人間らしい生活、いかに
えれば、人間としての最低限の生活水準を国民に保障した、最初の憲法だと一般
に言われている。この憲法はまた、居住について、「健康的（gesund）」な住宅
が供給されることを規定した²⁾。その憲法の下で、公的機関は、社会の最底辺に
いる浮浪者や浮浪者になる危険のある人々（以下、浮浪者予備軍）に、宿泊施設
を用意した。こういった宿泊施設が、当局で決められた最低限の生活水準であつ
たと考えるならば、その生活水準とはいかなるものであつたのだろうか。本稿で
はこの点を明らかにする。

浮浪者対策を歴史的にみる場合、公的機関による浮浪者向け宿泊施設の設置は、
19世紀後半になるまで警察の管轄下でなされた³⁾。またツァーダッハ・ブーフマ
イヤーによると、ベルリンの浮浪者対策は、当初、警察の管轄下にあつたが、19
世紀後半に社会政策的措置として行われるようになり、市営の宿泊施設が建設さ
れたという⁴⁾。市が関与する場合、宿泊施設は市当局と警察との協働によって、
一般の住宅困窮世帯への住宅供給に優先して提供された⁵⁾。しかしながら、
ヴェッシャーマンが、「浮浪者をはじめとする貧民への宿泊施設提供は、市の住

[†] 一橋大学大学院特別研修生

- 1) 本稿は、日本学術振興会平成18年、平成19年度科学研究費補助金（特別研究員奨励費）による研究成果の一部である。
- 2) Stier-Somlo (1920), S. 203f; 衆議院法制局 (1958年), 49頁。「人間らしい生活」については、第151条に明記されている。居住については、第155条を参照のこと。
- 3) Wischermann (1983), S. 238.
- 4) Zadach-Buchmeier (1997), S. 715.
- 5) Albrecht hg. (1930), S. 570; S. 795. 警察の権限縮小については、北住 (1990)。

宅供給の結果ではなく、18世紀末の貧民救済の名残であった」と指摘しているように⁶⁾、19世紀後半、市の関与はドイツ全般で決して大きくなかった。

浮浪者対策は、第一次世界大戦後、市の住宅供給としての性格を強めながらも、警察との連携を保ちつつ続けられた。注目すべきは、この時期の宿泊施設入居の対象者が、すでに浮浪者となっている人々だけでなく、それまで住んでいた住居から立ち退きにあった人々にも拡大されたことである。つまり、浮浪者になる可能性が少しでもある人をも宿泊させることによって、浮浪者の増加を未然に防ごうとしたのである⁷⁾。本稿で取り上げるのも浮浪者対策のそのような側面であり、その事例として取り上げるのは、ゾーリンゲン市の浮浪者収容施設「ゴーズライ (Gosolei)」である。後述するように、この浮浪者向け施設もまた、多くの浮浪者予備軍を宿泊させており、その点で同施設は浮浪者増加防止措置としての機能を色濃く持っていた。

さて、浮浪者向け宿泊施設の提供についての先行研究に目を向けると、その多くが第一次世界大戦以前を対象とした研究であり、そこにおいて、宿泊施設提供はもっぱら貧民救済・治安維持の文脈で語られている⁸⁾。反対に、1920年代の施設提供について論じた研究は管見の限り見あたらない。また、住宅政策を人間の尊厳や最低限の生活水準と関連づけて論じている研究として、ケスターズが「人間らしい存在を保障すること」。ワイマール共和国における住宅政策—プロイセンの都市アルトナの事例—という題名の論文を発表している⁹⁾。しかしこの論文でテーマとなっているのは、一般的な住宅困窮世帯のための住宅政策であり、「人間らしい生活を保障すること」、つまり、最低限の生活水準を保障することを、浮浪者収容との関連で論じてはいない。

このような先行研究の動向に対して、本稿は市当局による最低限の生活水準の設定について、浮浪者収容との関連で論じたい。ワイマール期の浮浪者収容が、市の住宅供給としての性格を強く持っていることを考慮するならば、浮浪者向け

6) Wischermann (1983), S. 238.

7) Albrecht hg. (1930), S. 570.

8) 中世末期から第一次世界大戦までの貧民救済に関してはさしあたり、Sachße/ Tennstedt hg. (1980)を参照のこと。

9) Kösters (1993), S. 139-169.

住宅・宿泊施設供給が、市にとっての、最低限の生活水準の保障を体現していた、と考えられるからである。

本稿では、1920年代ゾーリンゲン市の浮浪者収容施設「ゴーズライ」を事例に、市当局が想定していた最低限度の生活水準がいかなるものであったのか、という点を、家賃、住宅設備、施設に対する人々の印象などから明らかにする。具体的な論点は次の3点である。第一に、市が提供した宿泊施設での生活水準は、市内のほかの既存住宅と比べても、低かったのか。第二に、収容施設は、施設周辺住民やその他関係者にとってどのような存在だったのか。第三に、施設は、居住者にとっていかなる意義をもっていたのか。以上の3点を明らかにするために、まず第1節では、施設の家賃や住宅設備などの物質的側面と住民構成に触れる。続く第2節では、外からみた浮浪者向け宿泊施設のイメージを、近隣住民・家主が市に宛てた文書などから明らかにする。そして第3節では、浮浪者向け宿泊施設の自己イメージについて考察していきたい。

筆者はこれまで、1920年代の都市の住宅政策や非営利的な住宅建設（以下、非営利住宅建設。詳しくは第1節参照）の展開について、ゾーリンゲン市を事例に論稿を発表してきた¹⁰⁾。ゾーリンゲン市は、1920年代に他都市に比べて住宅建設が活発化した都市である。同市では、非営利住宅建設によって社会的弱者以外の、幅広い社会層のための住宅供給がなされただけでなく、市の住宅斡旋によって、多子世帯や戦争犠牲者といった特定の社会層にも住宅が供給されていた。つまり、ゾーリンゲン市は、非営利住宅建設の枠組みからみても、市当局の住宅政策の枠組みからみても、住宅供給全般を円滑に進めるための条件が整っていた地方自治体であると捉えることができるのである。その意味で本稿は、市当局が浮浪者向け宿泊施設を、相対的に恵まれた住宅供給条件の下で提供した事例と位置づけられる。

上述したように、本稿で取り上げるのはゴーズライと呼ばれる浮浪者収容施設であり、これは、金属加工業の企業「ヘルマン・シュルドナー社 (Hermann Schuldner)」の工場を改築したものであった。ゾーリンゲン市には、ゴーズライ

10) 柳沢 (2004) ; 柳沢 (2007a) ; 柳沢 (2007b) ; 柳沢 (2008a) ; 柳沢 (2008b)。

のほかにも数箇所、浮浪者や住宅を失った人のための住宅があったが、このゴーズライはその中でも最も大きく、また、問題の多い施設だった。1937年の同市の年鑑には、この施設について次のように書かれている。「なんらかの理由でそれまで住んでいた住宅から追い立てられた世帯に対して、ゾーリングンの市政は、以前から、カッテルンベルガー通り (Katternberger Str.) の古いシュルドナー工場を緊急住宅として提供してきた。[中略] (そこに住んでいる一引用者) 反社会的な世帯にとってでさえ、この宿泊施設の居住空間は、人間が住めるとは思えないほどひどいものである」¹¹⁾。

なお、本稿の分析で用いる史料は、ゾーリングン市公文書館に所収されている未刊行一次史料である¹²⁾。

第1節 空き工場から住宅への用途転用と浮浪者収容

浮浪者への宿泊施設提供について具体的に話を進める前に、それが市の住宅政策全般のどこに位置づけられるのかについて触れておきたい。ゾーリングン市のみならずドイツ都市全般において住宅政策の柱となったのは、非営利住宅建設への助成であった。非営利住宅建設とは、非営利原則に基づいて活動する住宅供給組織による住宅供給のことである。このような住宅建設への援助を柱とするドイツの住宅政策は、同時代のイギリスと大きく異なる。イギリスでは住宅不足解決が、公営住宅建設という、より直接的な形で行われた。たしかにドイツにおいても市営住宅建設は戦前から一部の都市で行われた。しかし、1930年に出版された『住宅中辞典』によると、そのような都市では居住者の家賃支払い状況が民間の住宅よりも悪く、家賃徴収は市の負担になっていた。また、市は住宅の管理も自らで行わなければならない、それも市の負担であった¹³⁾。このような負担を軽減するために、住宅供給・管理業務を委託できるような非営利住宅建設会社の設立に市が財政的、人的に協力する場合もしばしばみられた。つまり、市営住宅建設

11) Stadt Solingen hg. (o.J.), S. 355.

12) 以下、ゴーズライについての記述は、Stadtarchiv Solingen (以下、StAと略) : S 2173による。

13) Albrecht hg. (1930), S. 436-437.

に消極的だった背景の一つには、住宅賃貸にかかわる負担を避けたい、という市行政の態度があったのである。こうした不都合を背景の一つとして、市営住宅建設は全国的に小規模な範囲にとどまった。

市営住宅が小規模ながら建設される場合、入居者として考えられていたのは、住宅困窮世帯の中でも、住宅を緊急に必要としている人々であり、その意味で、市営住宅は「緊急住宅 (Notwohnung)」と呼ばれていた。具体的には、住宅困窮世帯の中でも、住宅を賃借することがとりわけ困難な低所得世帯やその他の社会的弱者、また、市による差し押さえ措置や市当局内の人事による配置転換など、公務員を含め、市の事情で新たな住宅を見つけなければならない人々であった。ゾーリンゲン市でも、市営住宅はもっぱら「緊急住宅」として建設された。たとえば、1927年にドルパーホーフ (Dorperhof) の地に市営住宅39戸が建設されたが、市はその居住者をあらかじめ限定していた¹⁴⁾。表1はその際に市が作成した居住者リストである。ここから明らかなように、優先的に市営住宅に入居できたのは、差し押さえの対象となった住宅の居住者や、健康上問題のある世帯、さらには浮浪者収容施設の住民など、緊急に転居しなければならない住民である。そして、この表で転居前の住居の一つとなっている浮浪者収容施設こそが、本稿で取り上げる浮浪者宿泊施設「ゴーズライ」であり、この施設もまた、市営の「緊急住宅」として提供されていた。

浮浪者へのこのような宿泊施設提供は、ゾーリンゲン市のみならず、他の都市においても進められた。施設は新しく建設される場合と、木やトタン板でできたバラック、使われなくなった鉄道車両、古い学校、使われていない工場、かつて兵舎や軍施設として使われていた建物、古い住宅など、既存の建物を改築して用いる場合があったが、後者の場合は、市が警察を通してその物件を差し押さえなければならなかった¹⁵⁾。当時、公的機関が住宅不足解決の目的で物件を差し押さえることは「住宅不足法 (1920年5月11日の Gesetz über Maßnahmen gegen Wohnungsmangel, 1923年7月26日の Wohnungsmangelgesetz)」で認められて

14) StA: S 2168.

15) Albrecht hg. (1930), S. 571.

表1 市営住宅「ドルパーホーフ (Dorperhof)」への最初の入居者とその際の入居基準

市の基準	世帯数
市によって差し押さえられた住宅に住んでいた世帯	11
市の浮浪者収容施設「ゴーズライ」に住んでいた世帯	8
住宅を失った世帯	7
老朽化のために州政府が取り壊しを要求した住宅に住んでいた世帯	6
肺病患者のいる世帯	3
市の地方長官が、転居を要求した家族	2
過密状態で住んでいた世帯	2
合計	39

出典: Stadtarchiv Solingen: S2168.

おり¹⁶⁾、浮浪者用の宿泊施設を必要とする場合も、市当局はこの法律を適用した。

のちにゴーズライと呼ばれるようになったヘルマン・シュルドナー工場の空き部屋も、住宅不足法によって、市の警察に差し押さえられた。市の警察はまず、1920年10月に、工場の3階の2部屋を差し押さえた。しかし、差し押さえが本格化したのは、それから6年後、ゾーリングゲンの工業が不況に陥り、同工場が遊休状態になった時である。1926年6月3日、市警察は同工場3部屋を差し押さえ、市住宅局がその空間を18部屋に改築し、浮浪者27世帯に住まわせた。差し押さえはその後も続き、6月24日には10部屋に16世帯が、8月16日には11部屋に7世帯が、新たに入居した。また1930年2月には、工場2室が差し押さえられた。

注目すべきは、こういった物件差し押さえが、次の2つの法的根拠を持っている点である。第一に、上述した住宅不足法である。この法律は、当時深刻化していた住宅不足を克服することを目的に1920年に制定されたものである。1920年という年は、ワイマール憲法が成立した直後であった。この憲法がドイツ国民すべてに良質な住宅を保障していたことを考慮するならば、住宅不足法にもその理念が盛り込まれたことは、容易に想像ができる。この住宅不足法が、物件差し押さえの法的根拠として市の警察によって挙げられた。第二に、1794年にだされ

16) *Reichsgesetzblatt*, Jg. 1920, Nr. 107, S. 949-953; Jg. 1923 Teil 1, S.754-757.

たプロイセン一般ラント法の第2部第17節第10条である¹⁷⁾。この第17節には、下層民を国が特別に保護することが書かれており、そのうちの第10条では「治安を維持し、公共社会やその個人にふりかかる危険を防ぐために、(下層民に一引用者) それ相応の施設を提供することは、警察の任務である」と書かれている。この条項がゾーリンゲン市での物件差し押さえの際にも、「宿なし状態に陥っている家族の生命と健康を守るため」という文言と並んで、差し押さへの法的根拠として明示されたことから、当時の浮浪者対策が治安の維持をも目的の1つにしていたことが分かる。浮浪者収容は、浮浪者そのものの人権を守る、という憲法の理念に基づいた目的とともに、治安を守るという、18世紀からの伝統を持っていたのである¹⁸⁾。

こうして、浮浪者向け宿泊施設がゾーリンゲン市にも出現したが、この場合、浮浪者とはどのような人々であったのだろうか。史料の関係上、1920年代半ばに浮浪者として生活していた人の数を明らかにすることはできないが、1932年、ゾーリンゲン市内(合併後)の浮浪者は9,376人だったという¹⁹⁾。ここから、42世帯という、1930年時のゴーズライの収容規模は、浮浪者全体の数と比べてきわめて少人数であるといえる。しかも、市当局がゴーズライを「浮浪者(Obdachlose)」のための施設とみなしながらも、施設入居者の多くは、浮浪者ではなかった。たとえば、施設の入居者ゴッセ(Ewald Gosse)夫人は、それまで住んでいた住宅から立ち退きにあった後、この施設をあてがわれた。彼女が最初に住んでいた民間住宅は古く、崩壊の危険があったため、彼女はその住宅から立ち退かなければならなかった。彼女はその直後、別の民間住宅に住んでいたが、今度は家主の個人的な都合で、その住宅からも出なければならなかった。そのため、市が彼女にゴーズライの一室を提供したのである。また、施設入居者ザウアー(Fritz Sauer)には、以前住んでいた住宅でトラブルを起こし、他の民間家主にも入居

17) Hattenhauer hg. (1996), S. 626.

18) 1920年代には社会衛生学が学問として確立し、市の保健政策が充実した。このような傾向が本稿で取り上げている浮浪者対策とどれほどかわりがあるかは、史料の性質上、明らかにすることができない。しかし、プロイセン一般ラント法第10条と社会衛生学の発展が、治安・秩序の維持という方向性を共有していたことは注目に値する。

19) Stadt Solingen hg. (o.J.), S. 94.

を拒まれた経緯があった。つまり、浮浪者というよりもむしろ浮浪者予備軍というべき人々も同施設に入居したのである。既に述べたように、この時期、浮浪者になる可能性が高い人々も浮浪者施設に収容することはドイツ全体においてみられたが、ゴーズライでも、同様の浮浪者増加防止措置がとられたのであった。

では、彼らはいかなる職業に就いていたのであろうか。1926年の市の報告書では、「住民はみな失業者」とされていた。しかし、1927年の住所録には職に就いている世帯主も多く見うけられる。それを示したのが、表2である。ここから分かるように、労働者も住人として目立つが、労働者よりも賃金が高一般的に高い研磨工も多く入居していた。彼らは、研磨工の中でも熟練度の低い研磨工だったと想定できるが、ともあれ、「みな失業者」とした、市の報告書は誇張であった。

職業の有無、就いている職業の違いはあるにせよ、彼ら入居者のほとんどは、経済的に窮乏した状況で生活していた。そのために市は、本来であれば入居者自身が支払わなければならない家賃を、入居者の支払い能力に応じて、部分的に肩代わりして支払った。もっとも、入居者自身が家賃を支払う場合でも、その家賃は相場より低く抑えられていた。表2からは、入居者が実際に支払わなければならない年間家賃が分かる。この家賃が総じて低かったことは、1920年代末にドイツ全般において労働者世帯の平均的な年間家賃水準（住居維持費、光熱費を含む）が294ライヒスマルクであったことから容易に理解できよう²⁰⁾。また、すでに発表した拙稿で分析対象とした、同市のヴェーガーホーフ団地の新築の2部屋住宅の最低家賃は年312ライヒスマルクであり、これを1部屋住宅に換算すると156ライヒスマルクとなる²¹⁾。ほとんどが1部屋住宅であったゴーズライの家賃の大半は、この156ライヒスマルクを大幅に下回っている。

家賃が低かった分、住宅内の設備も不十分であった。住宅の質については、1926年7月に住民のノーベル（Hans Nobel）が市に不満を述べている。彼はゴーズライにしては高い家賃（240ライヒスマルク）の部屋に住んでいたが、住宅に電灯、地下の物置き場、洗濯場、納戸がない点、窓が工場用としてつくられてい

20) 柳沢（2008b）、表1。

21) 柳沢（2007b）、37頁。

表2 浮浪者収容施設「ゴーズライ」居住者(1926年8月)の家賃と職業(1927年)と1931年の住居・職業

世帯主の名前	年家賃	27年の住所録の職業	31年時の住居(部屋数,家賃)	31年時の職業
Wilh. Gottschalk	145	研磨工	市営住宅(3部屋,330RM)	研磨工
Ludwig Lotz	100	研磨工	ゴーズライ	無職
Eug. Weiland	140	研磨工	市営住宅	労働者
Karl Hahn	180	記載なし	—	—
Richard Wachholder	100	研磨工	市営住宅(2部屋,220RM)	研磨工
Karl May	100	金属処理工	ゴーズライ	無職
Ernst Hörster	100	労働者	ゴーズライ	無職
Whilhelm Theis	100	研磨工	市内の民間住宅	研磨工
Heinrich Wessel	100	靴職人	民間の住宅	靴職人
Frau A. Wester	100	妻	市営住宅	妻
Ernst Schultes	145	研磨工	市営住宅	—
Friedr. Redemacher	145	工場労働者	市営住宅	プレス工(Presser)
Jul. Schroers	135	延圧工(Walzer)	市営住宅(3部屋,330RM)	延圧工(Walzer)
Frau K. Weber	100	妻	—	—
Otto Altenkirch	400	歯科医	—	—
Hans Nobel	240	商人	—	—
Ewald Gosse, Frau	270	記載なし	—	—
Frau H. Kaplan	100	妻	—	—
Paul Saam	100	記載なし	—	—
Diedr. Lohmeyer	100	労働者	ゴーズライ	農業経営者
Andreas Hummel	100	労働者	ゴーズライ	無職
Fritz Sauer	100	ボイラーマン(Heizer)	市内の民間住宅	工場労働者
Wwe Hammesfahr	100	未亡人	ゴーズライ	未亡人
Alfred Volk	100	ボイラーマン(Heizer)	ゴーズライ	無職
Eickhorn	210	記載なし	—	—
名前記載なし	160	—	—	—
名前記載なし	210	—	—	—
名前記載なし	210	—	—	—
David Hermes	—	労働者	市営住宅	身体障害者
Adolf Pick	—	金属加工技師	—	—
Erwin Stiehl	—	記載なし	ゴーズライ	建設労働者
平均	146			

出典: Stadtarchiv Solingen: AdreBbuch 1927; 1931; S 2168; S 2173.

るために冬には暖房がききにくい点を挙げ、「年240ライヒスマルクの家賃は高すぎる」と市に訴えた。さらに、工場内部を仕切っている板の壁はわずか1.5cmの厚みしかなく、後述するように、住人の間では騒音のトラブルも生じた。このように宿泊施設の内部は、永住目的の一般的な住居とは異なり、極めていい加減

な造りとなっていた。

問題だったのは、住宅内設備だけではない。施設内での居住密度をみても、同施設の水準は、一般の住宅の水準を大きく下回っていた。既に述べたように、1926年6月3日には18部屋に27世帯が、同年6月24日には10部屋に16世帯が入居しており、入居世帯数は部屋数を上回っていた。

1920年代に市によって提供された「緊急住宅」はこの他数件、市内に点在していたが、その中でもゴーズライは最も低い居住水準にあったといえる。上述したように、他の住宅は浮浪者向けに限定されておらず、そこには市内で住宅を探している公務員なども入居していたのである。つまり、ゴーズライは市が提供した、文字通り、最低水準の居住空間だったといえるのである。

では、ゴーズライを市の住宅全体の中で相対化する場合、ゴーズライはそこにおいても最低水準の居住空間だったのだろうか。史料の関係上、民間の住宅の居住水準の全体像を具体的に明らかにすることはできない。しかし、市内の製鉄会社「ジーゲン・ゾーリングン 鋳鋼会社 (Siegen Solinger Gußstahl Aktien Verein)」の1922年時の従業員資料からは、同工場の季節労働者がコッター通り (Kotter Str.) 51番地の工場敷地内の家屋にスシ詰めに入居していた実態が浮かび上がる。1927年の住所録では同敷地内の家屋に正式に居住している世帯は5世帯であり²²⁾、この家屋が大規模住宅ではないことが分かるが、その家屋に1921年当時、64人が宿泊していたのである²³⁾。ここから、1921年時のコッター通りでの過密居住の度合いは、ゴーズライの場合を上回っていると考えられる。

表3から分かるように、コッター通り51番地に住んだジーゲン・ゾーリングン 鋳鋼会社の季節労働者の大半は単身の若い男性であった。住民台帳をみると、彼らの中には、ベルリン周辺地域や北ドイツなどの遠方からゾーリングン市にやってきて、1年も経ないうちに故郷に戻るものが少なくなかった²⁴⁾。また、14名にかんしては出身地や移住先が住民台帳に記載されておらず、そのかわりに「遍歴 (Wanderschaft)」や「不明 (unbekannt)」となっていた。ここから、出稼ぎ

22) StA: Adreßbuch 1927.

23) StA: S 2174.

24) StA: Bürgerrolle 1900-1931

表3 コッター通り51番地に1922年6月時に住んでいた、ジーゲン・ゾーリンゲン
 鋳鋼会社の季節労働者ほか従業員 (52人)

名前	職業	年齢	世帯形態	入居	退去	退去後の居住地
Babatz, Wilhelm	労働者	-	単身	1922年 4月	-	-
Biernick, Josef	労働者	23	夫婦	1922年 4月	1922年 11月	遠隔地
Brumer, Paul	労働者	21	単身	1922年 4月	1923年 12月	市内
Dyballa, Paul,	労働者	17	単身	1922年 6月	1923年 10月	遠隔地
Dyballa, Wilhelm	労働者	18	単身	1922年 4月	1923年 10月	-
Fromm, Otto	労働者	22	単身	1922年 5月	1922年 12月	不明
Heiduk, Wilh.	労働者	23	単身	1922年 6月	1923年 11月	遠隔地 (出身地)
Janta, Franz	労働者	25	夫婦	1922年 5月	1923年 5月	ゾーリンゲン市内
Kaschta, Josef	労働者	20	単身	1922年 4月	1922年 12月	不明
Kasperizyk, Jpsef	労働者	19	単身	1922年 4月	1922年 12月	遠隔地
Kazuch, Franz	労働者	57	夫婦	1922年 6月	1924年 10月	遠隔地
Kucharzowsky, Albert	労働者	20	単身	1922年 6月	1922年 10月	遠隔地
Kucharzowsky, Fritz	労働者	17	単身	1922年 4月	-	遠隔地 (出身地)
Kulik, Johann	労働者	32	夫婦子供5人	1922年 5月	1924年 2月	遠隔地
Kulik, Wilhelm	労働者	30	夫婦	1922年 4月	1924年 6月	遠隔地
Ließ, Hugo	労働者	18	単身	1922年 4月	1923年 10月	ゾーリンゲン市近隣
Ozama, Paul	労働者	20	単身	1922年 4月	1922年 8月	遍歴
Preiß, Edmund	労働者	22	単身	1922年 6月	1922年 10月	遠隔地
Radziejowski, Joh.	労働者	28	単身	1922年 6月	1922年 12月	不明
Röder, Max	労働者	24	単身	1922年 6月	1922年 8月	遍歴
Schneeweiß, Georg	労働者	20	単身	1922年 4月	1922年 12月	ゾーリンゲン市近隣
Siewior, Georg	労働者	21	単身	1922年 6月	1924年 12月	不明
Sygnisik, Joh.	労働者	19	単身	1922年 4月	1923年 1月	遠隔地 (出身地)
Thiel, Emil	労働者	26	単身	1922年 6月	1922年 12月	不明
Trzaskalik, Reinhard	労働者	25	単身	1922年 4月	1924年 12月	ゾーリンゲン市内
Wenzel, Gerhard	労働者	-	単身	1922年 5月	-	-
Wolany, Albert	労働者	27	夫婦子供1人	1922年 5月	1923年 10月	ゾーリンゲン市内
Duda, Theodor	補助労働者	24	単身	1922年 4月	1922年 7月	遠隔地
Friedberg, Paul	補助労働者	25	単身	1922年 4月	1922年 6月	遍歴
Polap, Karl	補助労働者	24	単身	1922年 4月	1922年 12月	不明
Ryschka, August	補助労働者	26	単身	1922年 4月	1922年 12月	不明
Krause, Adolf	工場労働者	21	単身	1922年 2月	1923年 8月	遠隔地 (出身地)
Bunk, Herm.	金属加工技師	19	単身	1922年 5月	1923年 8月	遠隔地
Dirplik, Peter	金属加工技師	23	単身	1922年 4月	1922年 7月	デュイスブルグ (出身地)
Krzok, Herm.	金属加工技師	19	単身	1922年 6月	1922年 12月	遠隔地 (出身地)
Mokros Wilhelm	金属加工技師	18	単身	1922年 5月	1923年 8月	遠隔地
Neumann Jul.	金属加工技師	18	単身	1922年 5月	1922年 12月	遍歴
Othawa, Franz	金属加工技師	39	単身	1922年 4月	1924年 1月	遠隔地
Panunek, Hans	金属加工技師	20	単身	1922年 4月	1922年 11月	遠隔地
Thimmler, Osker	金属加工技師	-	単身	1922年 4月	-	-
Wiera, Richard	金属加工技師	23	単身	1922年 4月	1922年 12月	不明
Wunderlich, Walter	金属加工技師	24	単身	1922年 6月	1922年 12月	不明
Fromelius, Edward	鍛冶職人	20	単身	1922年 4月	1924年 5月	ゾーリンゲン市内
Pustelnitz, Ludwig	鍛冶職人	37	単身	1922年 4月	1924年 9月	遠隔地
Ryschka, Aug.	ポイラーマン	-	単身	1922年 4月	-	-
Raabe, Max	ハンマー工	-	単身	1922年 4月	-	-
Geldner, Franz	製錬工	31	単身	1922年 4月	1922年 7月	ゾーリンゲン市内
Pionteck, Wilhelm	商人	36	夫婦	1921年 2月	1922年 7月	ゾーリンゲン市内
K ke, Karl	自動車運転手	28	単身	1922年 4月	1922年 11月	ゾーリンゲン市内
Niestroy, Richard	金属溶接工	21	単身	1922年 5月	1922年 12月	不明
平均24.2歳 計64人				-	-	-

出典: Stadarchiv Solingen: S 2174; Bürgerrolle 1900-1931により作成。

としての補助労働者の姿が浮かび上がってくるが、彼らの劣悪な住環境について、市はいかなる救済措置も取らなかった。むしろ市は、会社幹部が従業員向け住宅の不足について市に救済措置を求めた際も、「市の住宅不足がさらに悪化することを防ぐため、(ジーゲン・ゾーリングン鑄鋼会社は一引用者) 他都市からの労働者を雇わないでほしい」と釘を刺したのであった。

このように、ゴーズライを下回る居住環境は1920年代、ゾーリングン市に存在していたが、市がそれを黙殺したため、補助労働者は優先的住宅斡旋の対象にならなかったのである。

第2節 外からみた浮浪者収容施設

1930年の『住宅中辞典』によると、1920年代の浮浪者収容施設の立地は、地方自治体によって大きく異なっていたという²⁵⁾。ゴーズライ、つまりシュルドナー工場の場合、それは都市中心部からさほど遠くないカッテルンベルガー通りにあり、その地区には、工場や商店、そして住宅が混在していた。周辺住民の職業もまた多様であり、ゴーズライの周辺3件の住人は、工場主、金属加工業の熟練工、技師、職工長、商人、工場労働者、大工、左官、学校主事、洋服仕立ての親方などであった²⁶⁾。この職業構成から分かるように工場周辺は、幅広い社会層からなる混合居住の住環境となっていた。その一角に都市社会の最底辺にいる人々のための施設が出現したのである。

では彼ら近隣住民にとって、浮浪者収容施設の出現はどのようなインパクトを持っていたのだろうか。また、施設を管理する市や、その市に家屋を貸している家主、さらにはメディアにとって、この施設はどのようなものだったのであろうか。これらの点を明らかにすることによって、市による最低限の生活水準の設定が、近隣住民や家主、メディアなどに与えた影響を考えてみたい。

まずゴーズライに対する近隣住民の評判は、極めて悪かった。そのことは隣人カール・ヨステス (Karl Jostes) が市に送った一連の手紙から容易に察すること

25) Albrecht hg. (1930), S. 571.

26) StA: Adreßbuch 1927.

ができる。ヨステスの住宅は自ら経営している金属販売会社の敷地内にあった。1926年9月21日、彼はまず、ゴーズライに住んでいる子供が、敷地内の住宅の屋根の上に乗って遊んでいることを市に報告し、「万が一、子供が屋根から落ちるならば、その子供は怪我をしてしまう」ことを忠告する。この文書では、ヨステスは負傷の危険について住民に注意するよう、市に要求するにとどまったが、翌年7月、彼は再度、市に文書を送り、ゴーズライの住環境をより激しく非難した。「ゴーズライの住民で、我が家にゴミを投げ込む者がいる。おそらく、3階に住んでいるスティール (Erwin Stiehl) だろう」。ヨステスはこのように述べ、敷地内の清掃と、住民への注意を市がするよう要求した。ヨステスからの苦情はそれで終わりではなかった。1928年6月21日の文書には、ゴーズライの子供がいかにか「ずうずうしい (Dreistigkeit)」かについて書かれている。その文書によると、子供たちは在庫品置き場を遊び場にしているだけでなく、家具用運送トラックの倉庫に入り、車の中や屋根で遊んでいるという。また、年長の子供がトラックの後ろでタバコを吸う様子が指摘され、「全損害を市が弁償するべきだ」との要求も加えられている。ここで注目すべきは、同文書に対する市の対応である。市は、苦情の内容を門番に伝える、として、市の任務を次のように限定している。「市には子供をあなたの所有物から遠ざける責任はない。あなたは自分の所有物を自分で守るか、損害を与えた子供の親に代償してもらうべきである」。市は浮浪者や浮浪者予備軍に宿泊施設を提供したが、彼らの行動を正すことまではしなかったのである。これに対し、ヨステスは、「そもそも、市の措置によって、現在のような（劣悪な—引用者）住環境になってしまったのではないか」、「子供の不注意や粗野な行動による損害はいずれにせよ、市が弁償するべきである」と述べ、市に責任があることを繰り返し主張した。これを受けて市側は、国家警察に対して、施設の監視を強めるよう要求したが、事態はさほど改善されなかった。ヨステスは1929年2月21日に再び、市に苦情の文書を送り、住人が不用意にはたいたじゅうたんのほこりが、敷地の進入路を汚していることを伝えた。

住人の行動についての悪評は、家主側からも指摘されている。1926年、ベルリンの不動産・土地会社「ダツハアウスバウ (Dachausbau) 社」がシュルドナー工場の物件を購入し、ゴーズライの家主はヘルマン・シュルドナーから同不動

産・土地会社が変わったが、その家主の法律顧問は、住民がフェンスを破損した際に、市に次のように述べている。「工場に住んでいる人々がフェンスを再び壊すことは目に見えている」。

このように、近隣住民や家主から見れば、工場を浮浪者向け施設に改築した市当局には、居住環境悪化、物件資産価値の低下の責任があった。しかし、その当局もまた、ゴーズライの住民の生活態度や行動を脅威に感じていた。その脅威をもっとも生々しく示しているのは、市の役人の次のような体験である。それは、1927年末に市がゴーズライの住民であるスティール夫妻に施設内の別の部屋への引越しを命じた時のことである。市の役人は門番とともにその引越しに立ち会わなければならなかったが、スティールの妻は引越しを拒み、彼らを下劣な言葉でののしり、門番を殴った。さらに、市の役人の忠告に全く耳を貸さずに、彼を棍棒で脅した。「私は庇護を求めざるをえなかった」。後に彼自身がこのように述べているように、彼は国家警察を呼んだが、スティール側の抵抗は止まなかった。今度は、帰宅したばかりのスティールが「待て、お前は私の猟銃の下でへし折られるんだ」と市の役人を脅したのである。最終的に、彼らはスティール夫妻を家屋内で引越しさせることができたが、市の役人が述べているように、それは「あらゆる困難」を克服してのことであった。

市はさらに、1928年、住人ヘルメス (David Hermes) が妻とのけんかで部屋のガラスをすべて割った際に、それを弁償しなくてはならなかった。

近隣住民、家主、市当局だけではない。メディアにとってもまた、ゴーズライの印象は好ましくなかった。1928年1月30日付けの「ドルトムント新聞」の匿名記事には、ゴーズライの居住環境の劣悪さが次のように指摘されている。「工場の建物を利用した大型収容施設 (であるゴーズライー引用者) は、きわめて原始的なつくりをしており、そこでは、8人の男女が1部屋を寝室として共有しているケースもみられる。つまり、道徳的な家族生活はここで全く保障されていないのである」。記事はさらに、男性の集団が夜間に外部から侵入し、「彼らの当然の権利」を主張していることにも及び、夜9時以降の警察の監視、そして、市当局と国家警察とによる規則設定が必要であると結んだ。ゴーズライが悪評の高い住空間だったことがここからも分かる。

このようなイメージは、門番として入居者の生活を最も近くから見ていたメルツ (Merz) も部分的に共有していた。たしかにメルツは、上述のドルトムント新聞の、8人の男女が1つの寝室を共用している、という箇所を否定し、「せいぜい6人」だと主張している。しかし、夜間に男性の集団の出入りがあることについては、次のように指摘し、その内容を認めている。「このことにかんしては、多くの住民に責任がある。もしすべての住民がまともであったなら、不審な人物が夜間、工場に侵入するような事態には陥らなかったであろう」。

第1節で上述したように、浮浪者収容施設は浮浪者の増加による治安の悪化を防ぐことを目的の1つにしていた。しかし皮肉なことに、治安対策の一環として設置された浮浪者宿泊施設は逆に、周辺住民や関係者に対して、治安悪化の不安を抱かせてしまったのだった。

第3節 浮浪者収容施設の自己イメージ

周辺住民、市当局、家主、メディアがゴーズライに対して否定的な印象を抱いていたことは、前節で明らかにした。では、居住者当本人にとって、ゴーズライはどのような空間だったのだろうか。

他者イメージと同様、自己イメージも決して好ましいものではなかった。居住者にとって評判が悪かったのは、まず、不十分な住宅設備と過密居住であった。第1節で述べたように、ノーベルは1926年に地下室の不備や不十分な暖房設備に不満の意を示している。また、ゴッセも「23家族100人以上が1~1.5cmの薄い壁を隔てて住」んでいるような住宅を市があてがったことについて、市に苦情を申し立てている。

また、住民の間でもトラブルが頻発していたようである。1926年11月、居住者ロッツ (Ludwig Lotz) 家の子供が毎晩うるさすぎることについて、施設居住者であるピック (Adolf Pick)、ハーン (Karl Hahn)、ヴァッハホルダー (Richard Wachholder) 夫人、ヘルメス (David Hermes) が市に救済策を求めている。「もしこの家族がいつまでたってもうるさく、だらしないならば、市はこの家族を他の住宅に転居させるべきである。ここで生活する大半の家族は静かでもともな借家人である」。このような不満は、前節で取り上げた近隣住民ヨステスの感情と

共通している。しかし、ここで自らを「まともな借家人」とみなしているヘルメス自身も、1928年、妻との喧嘩で建物のガラスを割っている（前節参照）。騒々しく、荒廃した居住空間が目に浮かんでくるようであるが、市による浮浪者収容施設の提供がもたらしたものは、負の結果だけだったのであろうか。

居住者から市当局への手紙や居住者の出入りをより細かくみると、ゴーズライが以下の2つの理由で彼らに必要とされていたことが分かる。

第一に、経済的な理由でゴーズライにしか住めなかった居住者がたしかに存在した点である。第1節で述べたように、市はゴーズライ居住者に対し家賃を肩代わりすることもあった。実際に住民ノーベルは、失業時には家賃を滞納し、再就職後に少しずつその額を返済した。また、住民フンメル（Andreas Hummel）は無職の妻と3歳の子供とともに、ゴーズライの2部屋で暮らしていたが、家賃支払いの負担を軽減するために1928年1月29日、国家警察に次のような内容の文書を送った。「私は長期間（27週間）、病気にかかり、大掛かりな手術をした。そのため、まだ仕事をする体に戻っておらず、疾病給付金を17.50ライヒスマルク受給しているのみである。」「このような厳しい経済状況であるために、私は、女性の転借人を置いて、賃収入を得たいと思っている。」これに対し、国家警察は「転借人を置く場合、夫婦は1.5人前のベッドに寝て、子供はソファに寝かせられるだろう」、「転借人は宿泊代やその他費用、洗濯代で12.50ライヒスマルクを支払うだろう」と見積もり、「フンメル家は建物内の他の借家人と付き合いが無く、家計をみても、きちんとした家庭であることが分かる」と判断し、転借人を置くことを許可した。ゴーズライは、長期失業者でも転借人を置けば、家賃を支払うことができる住空間であったことがここから分かる。

第二に、ゴーズライでの生活が、浮浪者や浮浪者予備軍にとって、別の市営住宅に入居するための準備期間でもあった点である。表2から明らかのように、1926年8月31日にゴーズライに入居していた31世帯のうち市営住宅に転居したのは、8世帯にものぼる。また、表1からは、ゴーズライの住人のうち8世帯が市営住宅「ドルパーホーフ」に引っ越していたことが分かる。たしかに、表1の8世帯は1927年8月の時点での入居者を示しているため、同じ8世帯でも、その顔ぶれは表2の市営住宅転居者8世帯とは異なる。ともかくも、第1節で明ら

かにしたように、市営住宅は、緊急に住宅を探している人々に市当局が優先的に斡旋する住宅であり、そこには、市内で住宅を探している公務員も入居していた。これらの市営住宅は一般に、ゴーズライよりもずっと好ましい居住空間だった。たとえば、元ゴーズライ居住者のゴットシャルク (Wilhelm Gottschalk)、ヴァッハホルダー、シュレールズ (Julius Schreors) はともに市営住宅に引っ越したが、新居の家賃はゴーズライの家賃よりも2倍高かった。住宅内の設備をみても、転居先の市営住宅は2~3部屋からなっている²⁷⁾。彼らは、このような自らの住居としてふさわしい一般的な住宅の斡旋を市から受けるまでの間、ゴーズライに住むことによって、浮浪者になる事態を未然に防いだ、と考えられる。

ゴーズライはたしかに劣悪な居住環境であったが、それを必要とした人々がいたのである。

小括

第一次世界大戦後のドイツでは、新しい憲法の下で、市当局が社会の最底辺にいる浮浪者や浮浪者予備軍に、宿泊施設を用意した。こういった宿泊施設は市が供給した住宅の中でももっとも原始的なものであり、その居住環境は、当局が設定した最低限の生活水準を体現していたといえる。本稿では、大規模な浮浪者収容施設の一例として、ゾーリンゲン市の浮浪者収容施設「ゴーズライ」を取り上げ、市当局が最低限の生活水準として彼らにいかなる居住空間を提供したのか、という点を問題にした。

以下では、本稿「はじめに」で提示した3つの論点に沿って分析結果をまとめたい。

第一の論点は、市が提供した宿泊施設「ゴーズライ」での居住水準が、市内のほかの既存住宅と比べて、低かったのかどうか、という点である。ゴーズライは住宅内設備や居住密度において、問題の多い住宅であった。その施設での生活が、憲法や当局の理念と同様に、実際にも、人間としての最低限の生活水準を保障していたのかどうか。この点については、それを判断する人が、何を人間らしくな

27) StA: S2168.

い生活とみなすのかによって意見が異なるであろう。ただ、ここで1つ言えるのは、1920年代、同市にはゴーズライを下回る居住空間が存在したことである。第1節でも述べたように、ジーゲン・ゾーリングン鑄鋼会社の敷地内には、季節労働者を住まわせる家屋があったが、その家屋はゴーズライ以上に激しい過密状態にあった。ジーゲン・ゾーリングン鑄鋼会社の季節労働者向け宿泊家屋は、人間としての最低限の生活水準を下回っていたといえよう。

第二の論点は、ゴーズライが施設周辺住民やその他関係者にとってどのような存在だったのか、という点である。ゴーズライに対して、近隣住民、家主、市当局、メディアは否定的な印象を持っていた。彼らが非難したのは住民のマナーの悪さであった。治安対策の一環でもあった浮浪者収容施設設置は、周辺住民や関係者にたいして、逆に、治安悪化の不安を抱かせてしまったのである。

第三に、ゴーズライが住民に対して持っていた意義である。ゴーズライは経済的な理由で一般的な住居に住むことができない人々の受け皿になった。ゴーズライの家賃は相場に比べ極度に低く設定されており、また市は時として、住民の家賃を肩代わりして支払った。また、ゴーズライでの生活は、浮浪者や浮浪者予備軍にとって、別の市営住宅に入居するための準備期間でもあった。複数のゴーズライ居住者に対して、市はその後、市営住宅を斡旋したが、その市営住宅はゴーズライよりもずっと好ましい居住空間だった。彼らは、自らの住居としてふさわしい一般的な市営住宅の斡旋を受けるまでの間、ゴーズライに住むことによって、浮浪者になる事態を未然に防いだのである。

以上、社会的弱者の中でも、都市社会の最底辺にいる浮浪者・浮浪者予備軍への住宅・収容施設供給の実態をみてきた。ここで、市内の住宅供給全般とその対象者との関連をまとめるならば、市の直接的住宅供給では多子世帯、戦争犠牲者、浮浪者・浮浪者予備軍などの社会的弱者が、非営利住宅建設では、社会的弱者ではない、より幅広い層がその供給対象者となっていたことが、本稿とこれまでの拙稿の総括として指摘できる。憲法において最低限の生活水準が国民に対して保障された1920年代、ゾーリングン市では、社会的弱者と、より幅広い層の双方を配慮した形で住宅供給が試みられていたのである。しかしながら、その際に住宅供給対象者から漏れてしまった社会層が存在したことも見逃してはならない。

柳沢のどか・1920年代ドイツ都市における浮浪者対策と最低限の生活水準—ゾーリンゲン市の事例— (19)

第1節で述べたように、ジーゲン・ゾーリンゲン鑄鋼会社の季節労働者向け家屋での居住環境は、ゴーズライのそれを下回っていたが、市はそれを黙殺したため、季節労働者は優先的住宅斡旋の対象にならなかったのである。

[参考文献]

一次史料 (未刊行史料)

Stadtarchiv Solingen: S 2168; S 2173; S 2174; Adreßbuch 1927 ; 1931; Bürgerrolle 1900-1931.

一次史料 (刊行史料)

Albrecht, G. hg. (1930), *Handwörterbuch des Wohnungswesens*, Jena
Reichsgesetzblatt, Jg. 1920; Jg. 1923.

Stier-Somlo, F. (1920), *Die Verfassung des deutschen Reichs vom 11. August 1919 – Ein systematischer Überblick*, Bonn.

Stadt Solingen hg. (o.J), *Vier Jahre nationalsozialistische Kommunalpolitik 1933-37*.

[二次文献]

Hattenhauer, H. hg. (1996), *Allgemeines Landrecht für die Preußischen Staaten von 1794*, Neuwied.

Kösters, H. (1993), “Ein menschenwürdiges Dasein zu gewährleisten”. Kommunale Wohnungspolitik in der Weimarer Republik. Das Beispiel der preußischen Stadt Altona (1919-1928)’, in W. Hofmann/ G. Kuhn hg., *Wohnungspolitik und Städtebau 1900-1930*, Berlin, S. 139-169.

Sachße, C. / Tennstedt, F., hg. (1980), *Vom Spätmittelalter bis zum Ersten Weltkrieg* (Geschichte der Armenfürsorge in Deutschland, Bd. 1), Stuttgart.

Wischermann, C. (1983), *Wohnen in Hamburg. Vor dem Ersten Weltkrieg* (Studien zur Geschichte des Alltags, Bd. 2), Münster.

Wünderich, V. (1980), *Arbeiterbewegung und Selbstverwaltung: KPD und Kommunalpolitik in der Weimarer Republik. Mit dem Beispiel Solingen*, Wuppertal.

(20) 一橋経済学 第3巻 第2号 2009年1月

Zadach-Buchmeier, F. (1997), 'Anstalten, Heime und Asyle: Wohnen im institutionellen Kontext', in J. Reulecke hg., *1800-1918, das bürgerliche Zeitalter* (Geschichte des Wohnens, Bd. 3), Stuttgart, S. 639-743.

北住炯一 (1990) 『近代ドイツ官僚国家と自治—社会国家への道—』成文堂。

後藤俊明 (1999) 『ドイツ住宅問題の政治社会史—ヴァイマル社会国家と中間層—』未來社。

衆議院法制局 (1958) 『旧ドイツ国憲法 (ワイマール憲法)・旧プロイセン国憲法・旧フランス国憲法 (フランス第三共和国憲法)』。

柳沢のどか (2004) 「1920年代ドイツの住宅建設における「公益性」—建設業者パウヒュッテの活動—」『社会経済史学』第70巻第3号、49-71頁。

柳沢のどか (2007a) 「戦争犠牲者・多子世帯と住宅供給—第一次大戦後ドイツ、ゾーリンゲン市の事例から—」、土肥恒之ほか著『地域の比較社会史—ヨーロッパとロシア』日本エディタースクール、171-205頁。

柳沢のどか (2007b) 「1920年代ドイツにおける非営利住宅建設と借家市場—ゾーリンゲン・ヴェーガーホーフ団地の場合—」『歴史と経済』第197号、32-47頁。

柳沢のどか (2008a) 「1920年代ドイツにおける住宅供給と市議会—ゾーリンゲン市の事例—」『一橋経済学』第2巻第2号、77-97頁。

柳沢のどか (2008b) 「1920年代ドイツにおける新築借家入居と社会階層間格差—ゾーリンゲン・ヴェーガーホーフ団地の世帯モデルの事例—」『社会経済史学』第74巻第2号、65-87頁。